

川島町 利用申込に関する重要事項確認票（同意書）

★保育所等の利用申込に当たり、以下の全ての項目について確認してください。該当しない項目も含め、全ての項目を確認し、内容確認欄にチェック（☑）を付けてください。すべての項目を確認後、裏面下部の「署名欄」にご署名の上、提出してください。

確認項目		内容	内容確認
1	申請	・『 保育園等入園のご案内 』を読み、内容について了解しました。	☐
		・保育施設等は保護者が就労している場合や、ご病気など家庭で十分に保育できない児童を保護者に代わって保育することを目的としています。「下の子に手がかかるため上の子だけ預けたい」「集団生活に慣れさせたい」等の理由では入園できません。	☐
		【 4月入園 】 ・受付期間後に提出された場合は、審査対象外となります。	☐
		【 途中入園（5月～3月） 】 ・受付期間後（ <u>希望入園月の前月の5日</u> 締切）に提出された場合は、翌月以降の審査対象となります。	☐
2	申請書類	・必要書類等を確認し不備がないか、必ず確認してください。 ・申込み時に不備がある場合は受付できない場合があります。また、記入漏れ等がある場合は認定や選考に影響が出ることがあります。	☐
		・提出された申請書類の写し等を入所する保育施設へ提供することがあります。	☐
3	変更	・入所申込み後に家庭の状況に変更（就労状況の変更、結婚、離婚、同居者の増減等）があった場合は、必ず速やかに子育て支援課へご連絡ください。 ・申込みの内容が事実と異なる場合や、変更の届出を怠った場合は入園承諾を取り消す場合があります。 <u>入園決定後も同様です。</u>	☐
4	審査	・利用調整（入所選考）は、「保育利用調整基準」に基づいて行います。基本点数と調整指数の合計点数により優先順位を決定します。 ・定員に空きがある場合でも、保育施設の状況等により入所できない場合があります。	☐
		・同一世帯において保育料等の滞納がある場合、選考の際に不利になります。	☐
5	就労	【 就労を理由に申し込む方 】 ・ 1か月に64時間以上就労していること。 ・「就労証明書」の記載内容について、就労先へ事実確認を行う場合があります。「就労証明書」の無断作成または改変を行った場合は、刑法上の罪（有印紙文書偽造罪等）に該当する可能性があります。 【 内定を理由に申し込む方 】 ・ 入園後、就労開始日、就労開始後3か月の実績が記載された「就労証明書」を必ず提出してください。 内定時と大幅に異なる勤務形態で就職した場合は虚偽の申込みとなり、認定取消（退園）の対象となります。変更が生じた場合は速やかに子育て支援課までお知らせください。	☐
6	求職	【 求職活動を理由に申し込む方 】 ・ 入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに就労を決定し「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書兼内容変更届」を提出してください。 該当期間内に <u>提出がない場合は入園月の翌々月の末日で退園となります。</u> (例：4月1日入園→6月10日までに提出。できない場合は6月30日で退園)	☐
7	産休育休	【 産休明け・育休明けで申し込む方 】 ・ 入園月の末日までに産前産後休業・育児休業が終了し、翌月1日までに復職することが条件 となります。復職後に、「復職証明書」と「教育・認定変更申請書兼内容変更届」を入園月の翌月20日までに提出してください。該当期間内に <u>提出がない場合や復職が確認できない場合は月末で退園となります。</u> (例：4月1日入園→4月30日までに育休終了し5月1日までに復職。できない場合は5月31日で退園)	☐

8	転入	【転入予定で申し込む方】 ・川島町の転入先を証明する書類のコピーおよび「転入に関する誓約書」を提出してください。 <u>入園希望月の前月末日までに転入できなかった場合は、入園が取消となります。</u>	☐
9	町外 希望	【川島町外の保育施設を申し込む方】 ・申請締切日（希望自治体によって締切日が違います）、必要書類、受入の制限等を事前に希望先自治体へ確認する必要があります。 ・申請締切日の１０日前までに、川島町子育て支援課まで書類を提出してください。	☐
10	入園後	・入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い時間で保育を実施します。 「ならし保育」は目安として１～２週間程度ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。	☐
11	保育料 (０～２歳児)	・利用者負担額（保育料）は町民税をもとに決定します。当該年度の町民税が未申告の場合や、課税証明書要提出者で未提出の場合は、利用者負担額（保育料）の算定が行えません。必ず申告もしくは課税証書の提出をお願いします。 （０～２歳児は保育料の中に主食費・副食費が含まれます）	☐
12	主食費 副食費 (３～５歳児)	・副食費の補助額は町民税をもとに決定します。当該年度の町民税が未申告の場合や、課税証明書要提出者で未提出の場合は、副食費の免除算定が行えません。必ず申告や課税証書の提出をお願いします。 【町内在住者】 （町立保育園）主食費については全額町が負担しています。 (町立保育園以外) 主食費のうち７００円分を町が負担します。 ※金額の詳細は直接保育施設に確認してください。 【町外在住者】 お住まいの市町村に確認してください。	☐
13	滞納	・利用者負担額（保育料）及び副食費の滞納があるかたは、必ず支払いを済ませてください。 （特別なご事情がある場合は、子育て支援課までご相談ください。）	☐
14	退所	・保育施設を退園される場合は、 <u>原則として退所希望月の１５日までに「保育施設退所届」</u> を提出してください。 退園は希望する月の月末付となります。 ・町外に転出する場合も退所となります。転出後も継続して入所を希望する場合は事前に子育て支援課へご相談ください。	☐

上記の内容について全て確認し、同意したうえで保育所等の利用を申込みます。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

申請（入所）児童 氏名	（	歳児クラス）
申請（入所）児童 氏名	（	歳児クラス）
申請（入所）児童 氏名	（	歳児クラス）